

ガットキラー乳剤(MEP乳剤、No.12478、住友化学)の小粒核果類に属する作物のMEPを含む農薬の総使用回数について

(10月26日以前)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	MEPを含む農薬の総使用回数
小粒核果類	コスカシハ	50~100倍	休眠期 (落葉後~萌芽前)	2回以内	樹幹部及び 主枝に散布	2回以内
	キクイムシ類				樹幹から 地際部へ散布	

(当初変更内容)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	MEPを含む農薬の総使用回数
うめ	コスカシハ	100倍	休眠期 (落葉後~萌芽前)	2回以内	樹幹部及び 主枝に散布	2回以内
	キクイムシ類				樹幹から 地際部へ散布	
小粒核果類 (うめを除く)	コスカシハ	100倍	休眠期 (落葉後~萌芽前)	1回	樹幹部及び 主枝に散布	1回
	キクイムシ類				樹幹から 地際部へ散布	

(再変更後)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	MEPを含む農薬の総使用回数
うめ	コスカシハ	100倍	休眠期 (落葉後~萌芽前)	2回以内	樹幹部及び 主枝に散布	2回以内
	キクイムシ類				樹幹から 地際部へ散布	
<u>すもも</u>	コスカシハ	100倍	休眠期 (落葉後~萌芽前)	1回	樹幹部及び 主枝に散布	<u>2回以内</u>
	キクイムシ類				樹幹から 地際部へ散布	
小粒核果類 (うめ、すももを除く)	コスカシハ	100倍	休眠期 (落葉後~萌芽前)	1回	樹幹部及び 主枝に散布	1回
	キクイムシ類				樹幹から 地際部へ散布	

10月27日付け使用制限での表現の訂正

- ・「小粒核果類」を「うめ」、「すもも」及び「小粒核果類(うめ、すももを除く)」に変更する。
- ・「うめ」、「すもも」の希釈倍数「50~100倍」を「100倍」に変更する。
- ・「すもも」の本剤の使用回数を「2回以内」から「1回」に変更する。
- ・「小粒核果類(うめ、すももを除く)」の希釈倍数「50~100倍」を「100倍」に、本剤の使用回数及びMEPを含む農薬の総使用回数をそれぞれ「2回以内」から「1回」に変更する。

平成22年9月24日

農薬登録情報（使用制限のかかるもの）

以下の農薬は、平成22年10月27日に使用制限となる登録の変更が予定されておりますので、関係機関等へ周知をお願いいたします。

登録番号	農薬名（商品名）	農薬の種類名	製造者名
第12478号	ガットキラール剤	MEP乳剤	住友化学（株）

■変更内容及び変更理由

【変更内容（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

- ・ 作物名「かんきつ」を「みかん」および「なつみかん」に変更する。
- ・ 作物名「みかん」の本剤の使用回数を「5回以内」から「1回」に変更する。
- ・ 作物名「なつみかん」の使用時期を「産卵～幼虫喰入期前（但し収穫14日前まで）」から「産卵～幼虫喰入期前（但し収穫120日前まで）」、本剤の使用回数を「5回以内」から「1回」、MEPを含む農薬の総使用回数を「5回以内」から「3回以内（樹幹処理は1回以内）」に変更する。
- ・ 作物名「もも」の本剤の使用回数を「6回以内」から「1回」に変更する。
- ・ 作物名「小粒核果類」を「うめ」、「すもも」および「小粒核果類（うめ、すももを除く）」に変更する。
- ・ 作物名「うめ」、「すもも」の希釈倍数「50～100倍」を「100倍」に変更する。
- ・ 作物名「小粒核果類（うめ、すももを除く）」の希釈倍数を「50～100倍」から「100倍」、本剤の使用回数を「2回以内」から「1回」、MEPを含む農薬の総使用回数を「2回以内」から「1回」に変更する。
- ・ 作物名「おうとう」、「すもも」の本剤の使用回数を「2回以内」から「1回」に変更する。

【適用表（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

【変更前】

作物名	適用病虫害名	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	MEPを含む農薬の総使用回数
もも	コスカバ キイムシ類	50～100倍	休眠期 (落葉後～萌芽前)	6回以内	樹幹部及び主枝に散布	6回以内
おうとう				2回以内		2回以内
小粒核果類				5回以内	樹幹から地際部へ散布	5回以内
かんきつ	カキキムシ類	30～50倍	産卵～幼虫喰入期前 (但し収穫14日前まで)	5回以内	樹幹から地際部へ散布	5回以内

【変更後】

作物名	適用病虫害名	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	MEPを含む農薬の総使用回数	
もも	コスカバ	50～100倍	休眠期 (落葉後～萌芽前)	1回	樹幹部及び主枝に散布	6回以内(樹幹処理は1回以内)	
おうとう						2回以内(樹幹処理及び灌注処理は合計1回以内)	
うめ	コスカバ	100倍		2回以内	樹幹部及び主枝に散布	2回以内	
	キイムシ類						
すもも	コスカバ			1回	樹幹部及び主枝に散布		樹幹から地際部へ散布
	キイムシ類						
小粒核果類 (うめ、すももを除く)	コスカバ	1回	樹幹部及び主枝に散布	樹幹から地際部へ散布	1回		
	キイムシ類						
みかん	カキキムシ類	30～50倍	産卵～幼虫喰入期前 但し収穫14日前まで	樹幹から地際部へ散布	5回以内(樹幹処理は1回以内)		
なつみかん			産卵～幼虫喰入期前 但し収穫120日前まで		3回以内(樹幹処理は1回以内)		

【変更理由】

登録内容の登録維持に必要な試験成績整備に経費と時間を要するため。

平成22年12月17日

農薬登録情報（使用制限のかかるもの）

以下の農薬は、平成23年1月19日に使用制限となる登録の変更が予定されておりますので、関係機関等へ周知をお願いいたします。

登録番号	農薬名（商品名）	農薬の種類名	製造者名
第15548号	アリエッティ水和剤	ホセチル水和剤	バイエルクロップサイエンス株式会社

■変更内容及び変更理由

【変更内容（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

- ア 適用作物名「しゅんぎく」を削除する。
- イ 適用作物名「畑わさび」を「畑わさび（根茎）」に変更する。
- ウ 適用作物名「わさび」を「わさび（根茎）」に変更する。
- エ 適用作物名「みつば」の使用時期を「収穫14日前まで 但し伏せ込み栽培は伏せ込み前まで」に変更する。

【適用表（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

【変更前】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	純剤を含む農薬の総使用回数
しゅんぎく	べと病	800倍	収穫7日前まで	3回以内	散布	3回以内
みつば		1000倍	収穫14日前まで	2回以内		2回以内
畑わさび		600倍	収穫21日前まで	3回以内		3回以内
わさび			畑育苗期			

【変更後】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	純剤を含む農薬の総使用回数
みつば	べと病	1000倍	収穫14日前まで 但し伏せ込み栽培は 伏せ込み前まで	2回以内	散布	2回以内
畑わさび（根茎）		600倍	収穫21日前まで	3回以内		3回以内
わさび（根茎）			畑育苗期			

【変更理由】

登録維持に必要な資料整備に経費と時間を要するため。

平成22年12月17日

農薬登録情報（使用制限のかかるもの）

以下の農薬は、平成23年1月19日に使用制限となる登録の変更が予定されておりますので、関係機関等へ周知をお願いいたします。

登録番号	農薬名（商品名）	農薬の種類名	製造者名
第15525号	太洋りん化亜鉛1	リン化亜鉛粒剤	太洋化学工業株式会社
第13287号	リンカS・1	リン化亜鉛粒剤	(財)北海道森林整備公社

■変更内容及び変更理由

【変更内容（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

農薬登録申請書第7項を以下のとおり変更する。

使用方法「造林地及びその周辺30mに本剤の所定量を全面に空中散布する。」に係る作物名を「イゾヤチヅミが加害する農作物等」に、適用害獣名を「イゾヤチヅミ」にそれぞれ変更する。

【適用表（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

[変更前]

7. 適用病虫害の範囲及び使用方法

作物名	適用場所	適用害獣名	使用量	本剤の使用回数	使用方法	リン化亜鉛を含む農薬の総使用回数
野ソが加害する農作物等	山林	野ソ	1 Kg/ha	—	造林地及びその周辺30mに本剤の所定量を全面に空中散布する。	—
	山林 農地	野ソ	200 g/ha		1穴当り5～10粒の本剤を紙包（防水紙）として（5粒入小袋詰のものはそのまま）ソ穴に投入する。或いは、1ヶ所10～15粒ずつを紙包とするか、そのまま10～15m間隔に適宜配置する。	

【 変更後 】

7. 適用病害虫の範囲及び使用方法

作物名	適用場所	適用害獣名	使用量	本剤の使用回数	使用方法	リン化亜鉛を含む農薬の総使用回数
エゾヤブズミが加害する農作物等	山林	エゾヤブズミ	1 Kg/ha	—	造林地及びその周辺30mに本剤の所定量を全面に空中散布する。	—
野ソが加害する農作物等	山林農地	野ソ	200 g/ha		1穴当り5～10粒の本剤を紙包(防水紙)として(5粒入小袋詰のものはそのまま)ソ穴に投入する。或いは、1ヶ所10～15粒ずつを紙包とするか、そのまま10～15m間隔に適宜配置する。	

【 変更理由 】

登録維持に必要な資料整備に経費と時間を要するため。

平成22年12月17日

農薬登録情報（使用制限のかかるもの）

以下の農薬は、平成23年1月19日に使用制限となる登録の変更が予定されておりますので、関係機関等へ周知をお願いいたします。

登録番号	農薬名（商品名）	農薬の種類名	製造者名
第13769号	三共りん化亜鉛10	リン化亜鉛粒剤	ホクサン株式会社
第22645号	ホクサンりん化亜鉛10	リン化亜鉛粒剤	ホクサン株式会社

■変更内容及び変更理由

【変更内容（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

農薬登録申請書第7項を以下のとおり変更する。

使用方法「造林地、りんご園及びその周辺30mに本剤の所定量を全面に空中散布する。」に係る作物名を「イゾチアミが加害する農作物等」に、適用場所を「山林」に、適用害獣名を「イゾチアミ」にそれぞれ変更する。

【適用表（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

[変更前]

7. 適用病害虫の範囲及び使用方法

作物名	適用場所	適用害獣名	使用量	本剤の使用回数	使用方法	リン化亜鉛を含む農薬の総使用回数
野ノコ加害する農作物等	りんご園、山林	野ソ	1 Kg/ha	—	造林地、りんご園及びその周辺30mに本剤の所定量を全面に空中散布する。	—
	山林農地	野ソ	200 g/ha		1穴当り5～10粒の本剤を紙包（防水紙）として（5粒入小袋詰のものはそのまま）ソ穴に投入する。或いは、1ヶ所10～15粒ずつを紙包とするか、そのまま10～15m間隔に適宜配置する。	

[変更後]

7. 適用病害虫の範囲及び使用方法

作物名	適用場所	適用害獣名	使用量	本剤の使用回数	使用方法	リン化亜鉛を含む農薬の総使用回数
イノシシが加害する農作物等	山林	イノシシ	1 Kg/ha	—	造林地及びその周辺30mに本剤の所定量を全面に空中散布する。	—
野ウサギが加害する農作物等	山林 農地	野ウサギ	200 g/ha		1穴当たり5～10粒の本剤を紙包（防水紙）として（5粒入小袋詰のものはそのまま）ソ穴に投入する。或いは、1ヶ所10～15粒ずつを紙包とするか、そのまま10～15m間隔に適宜配置する。	

【 変更理由 】

登録維持に必要な資料整備に経費と時間を要するため。

平成22年12月17日

農薬登録情報（使用制限のかかるもの）

以下の農薬は、平成23年1月19日に使用制限となる登録の変更が予定されておりますので、関係機関等へ周知をお願いいたします。

登録番号	農薬名（商品名）	農薬の種類名	製造者名
第8971号	Z・P1.00	リン化亜鉛粒剤	太洋化学工業株式会社

■変更内容及び変更理由

【変更内容（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

農薬登録申請書第7項を以下のとおり変更する。

使用方法に関して、「ヘリコプター散布」を削除する。

【適用表（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

[変更前]

7. 適用病害虫の範囲及び使用方法

作物名	適用場所	適用害獣名	使用量	本剤の使用回数	使用方法	リン化亜鉛を含む農薬の総使用回数
野ノカ加害する農作物等	農地 山林	野ソ	50-200g /10a	—	本剤を3～5g紙づつみ又はそのままに投入するか、10a当り10-40か所に適宜配置する。 山林ではバラまき（手まき又はヘリコプター散布）、定点配置する。	—

【 変更後 】

7. 適用病害虫の範囲及び使用方法

作物名	適用場所	適用害獣名	使用量	本剤の使用回数	使用方法	リン化亜鉛を含む農業の総使用回数
野ノカ加害する農作物等	農地 山林	野ソ	50-200g /10a	—	本剤を3～5g紙づつみ又はそのままに投入するか、10a当り10-40か所に適宜配置する。 山林ではバラまき(手まき)、定点配置する。	—

【 変更理由 】

登録維持に必要な資料整備に経費と時間を要するため。